**第３６回 名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店募集要項**

１．出店期間

令和７年７月１２日（土）１０時００分～１６時００分

２．出店場所

第３６回名水の里きょうごくしゃっこいまつり会場（京極町ふきだし公園）

３．募集店数及び出店料

・募集店舗数　７店舗（１出店者につき１店舗）

・出店料　１店舗（テント１張）１５，０００円

※応募多数の場合、抽選または協議のうえ区画割りをさせていただきます。

※出店料には場所の提供の他に、以下の項目が含まれています。

①電気の使用　 ②テーブル（８つ以内） ③イス（８つ以内）

４．応募条件

別紙「名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店要項」に定める条件を満たしていること。

５．募集期日及び応募方法

令和７年６月２日（月）午後５時までに、別紙「出店申込書」「出店従事者名簿」に必要事項を記入し、必要な書類（申込者及び従事者全員の身分証明書〈免許証・マイナンバーカードのいずれか〉の写し）を添え、実行委員会事務局（京極町役場企画振興課）まで持参してください。

６．出店者の資格審査照会

別紙「名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店要項」に基づき、実行委員会により審査（場合によっては倶知安警察署による名簿審査）を行います。

７．出店者説明会

令和７年６月５日（木）午後１時３０分　公民館２階研修室で開催します。

応募多数の場合は、抽選または協議のうえ区画割りをさせていただきます。

８．問合せ先

京極町字京極５２７番地（京極町役場企画振興課内）

名水の里きょうごくしゃっこいまつり事務局

ＴＥＬ：０１３６－４２－２１１１

**名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店要項**

１．出店資格及び出店従事資格

（１）出店を申込みできる者は次の条件を全て満たす者とする。

1. 京極町に住所を有する者
2. 「京極町暴力団排除条例」に規定する暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関与がないこと。（申込者が事業所の場合は、その代表者及び責任者）

（２）出店に従事できる者は次の条件を全て満たす者とする。

① 従事者名簿に記載がある者

②「京極町暴力団排除条例」に規定する暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関与がないこと。

※この要項及び実行委員会の指示に従わなかった場合、直ちに出店資格を停止すると

ともに、翌年度以降の出店も禁止します。

２．出店申込み及び出店資格の審査

出店資格を満たす出店希望者は、別途定める出店募集要項に従って申込みを行うこと。申込のあった出店希望者については実行委員会により審査（場合によっては倶知安警察署による名簿審査を行います）を行い、条件を満たさない事実が判明した場合は、直ちに出店資格を停止する。

３．出店条件等

出店するための条件は以下のとおりとする。これらに従わない場合、出店資格を停止し、準備期間中も含め当日の営業中であっても直ちに撤去させる。このことで出店者に損害が生じても実行委員会としては一切責任を負わない。

・店舗内では飲食の販売や物産販売を行うこと。

・出店者説明会に出席すること。

　日時：令和７年６月５日（木）１３時３０分から

　場所：京極町公民館２階研修室

・実行委員会で指定した出店区画以外での営業行為を行わないこと。

・「又貸し」等により、出店区画に申込者以外の者が出店しないこと。

・出店料は、実行委員会が指定した期日までに確実に納入すること。

・火器を扱う店舗は必ず店内に消火器（未使用かつ使用期限内）を配置すること

・自店及び店の周りの清掃はもちろん、ゴミについては確実に持ち帰ること。

・車両の通行や搬入については、実行委員会の指示に従うこと。

・出品する品目及びその価格について、出店者間での異議は認めない。

・各店舗における商品等の盗難、破損、及び出店資格の停止、悪天候等による出店中止等による損害賠償等について実行委員会は一切の責任を負わない。

**名水の里きょうごくしゃっこいまつり出店注意事項**

1. 出店全般について

（１）出店申込者及び従事者について

実行委員会では名義貸しを排除するため、出店申込者本人（責任者）及び従事者が

店内にいるか確認します。責任者は常時店内で営業を行って下さい。

（２）出店場所について

店舗の設営位置は、実行委員会で区画割りをしておきます。出店の際には決められた位置を必ず守り、実行委員会の指示に従ってください。

（３）車輌による搬入について

１店舗に付き１枚「通行・駐車許可証」を渡します。

店舗への物品の搬入の際は混雑が予想されますので、通行や停車の際にはお互いに譲り合い、歩行者等には十分注意を払い、事故が起きないよう配慮してください。また、実行委員会の指示には必ず従ってください。開催中は車輌の乗り入れを一切禁止します。テント裏等に車輌を駐車することはできません。

（４）営業について

　　　出店申込者及び従事者は、営業中の身だしなみや言動に注意し、過大な勧誘や行き過ぎた行動はしないでください。これらのことが発覚した場合、直ちに出店資格を停止します。

（５）火災等の防止措置について

・炭やガスコンロなどの火気を使用する場合は、テントに固定するなどの転倒防止策を行ってください。※当日は消防署による検査があります。

・常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空き箱その他不要な物を置かないようにしてください。

・危険物を取り扱う場合においては、危険物が漏れ、溢れ、または飛散しないよう必要な措置を講じるようにしてください。

・ガソリンはポリタンクではなく専用の携行缶（消防法令に適合した認定品）で保管し、直射日光が当たらないよう保管してください。

２．衛生保持等について

（１）清掃及びごみの処理について

ゴミは全てお持ち帰りいただきます。ゴミを持ち帰らずに不法投棄した場合は、翌年度以降の出店をお断りさせていただきます。

（２）食中毒の防止及び衛生保持について

食中毒などの事故が発生しないよう、倶知安保健所のホームページに掲載されている「臨時営業等の取扱要綱」や「イベント等で食品の提供を考えている方々へ」をよく読み、事故が起きないよう飲食の取り扱いには十分注意を払ってください。

（３）保健所の営業許可について

食品衛生法に基づく営業申請等は、各自で許可を受けてください。

例年実施していた実行委員会での一括申請は行いません。